

特定非営利活動法人 NPO戸田EMピープルネット定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人NPO戸田EMピープルネットという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県戸田市笹目5丁目7番地の4に置く。

(目的)

第3条 この法人は、イーエム(有用微生物群)技術の活用を中心に、生ゴミ堆肥化の推進、自然農法の普及をはじめ、汚水処理、工業利用、産業廃棄物リサイクルの推進など、地球レベルの環境問題を解決するため、奉仕の精神に基づき、広く社会に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の特定非営利活動を行う。

(1)環境の保全を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係わる事業として、次の事業を行う。

- (1)各地で、それぞれの地域の特性に合ったテーマを選定し、環境保全の運動を推進する事業
- (2)有用微生物を活用した生ゴミの堆肥化、無農薬無化学肥料の自然農法を普及し生活と環境の改善を図る事業
- (3)河川や湖沼など、水系の市民レベルの浄化運動を推進する事業
- (4)地域の環境を改善し、人間に快適な空間を創造するため、建設、緑化分野への有用微生物の活用技術を普及する事業
- (5)工業利用、産業廃棄物のリサイクル、またダイオキシンなどの有害物質の問題解決に、技術面から協力する事業
- (6)環境改善に取り組む「草の根運動」の発展につとめるため、各地で交流会を開催する事業
- (7)その他目的を達成する事業

第2章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1)正会員この法人の目的に賛同して入会し、この法人が行う前条の事業のいずれかを中心となって推進していく個人、グループ、法人
- (2)一般会員この法人の目的に賛同して入会し、この法人が行う前条の事業のいずれかに参加して活動する個人、グループ、法人
- (3)賛助会員この法人の目的に賛同し、事業の支援を行う個人及び法人

(入会)

第7条 正会員として入会しようとするものは、運営委員長が別に定める入会申し込書により、運営委員長に申し込むものとする

2 運営委員長は、入会の申し込みがあったとき正当な理由がない限り、入会を認め

なければならない

- 3 運営委員長は、入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 一般会員及び賛助会員として入会しようとするものは、運営委員長が別に定める入会申込書により、運営委員長に申し込むものとする。但し、入会条件は特に定めない。

(会費)

第8条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、運営委員長が別に定める退会届を運営委員長に提出して、任意に退会することができる。

(拠出金等の不返還)

第10条 既に納入した会費その他の拠出金、及び拠出品の返還はしない。

(会員の資格の喪失)

第11条 正会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は正会員であるグループ、法人が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(除名)

第12条 会員が次の各号に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款等に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に該当する会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。尚この法人は、法上の理事を運営委員と名付ける。

- (1) 運営委員は、8名～15名以内
 - (2) 監事1名、又は2名
- 2 運営委員のうち1名を運営委員長とする。また、3名以内の運営副委員長を置くことができる。

(選任等)

第14条 運営委員及び監事は、総会において選任する。

- 2 運営委員長は、運営委員の互選とする。また、運営副委員長を置く場合は運営委員長が指名する。
- 3 それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が、役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることはできない。
- 5 監事は、運営委員、又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 運営委員長は、この法人を代表し、その職務を総理する。

- 2 運営副委員長は、運営委員長に事故あるとき、又は運営委員長が欠けたときは、運営委員長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。
- 3 運営委員は、運営委員会を構成し、この定款の定め、及び運営委員会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる業務を執行する。
 - (1) 運営委員の業務執行の状況を監査する。
 - (2) この法人の財産の状況を監査する。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関して不正の行為、又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 運営委員の業務執行の状況、又はこの法人の財産の状況について、運営委員に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする、但し、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 運営委員、又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、又は役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員には、報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の3分の1以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、運営委員長が別に定める。

第4章 会 議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び運営委員会の2種とする。

2 総会は、通常総会、及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散、及び合併

(3) 事業計画、及び収支予算並びにその変更

(4) 事業報告、及び収支決算

- (5) 役員の選任、解任、又その職務、及び報酬
- (6) 会費の額
- (7) 借入金(その事業年度の収支をもって償還する短期借入金を除く第49条において同じ。)その他新たな義務の負担、及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織、及び運営
- (9) その他、運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 運営委員会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、運営委員長が招集する。

2 運営委員長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的、及び審議事項を記載した書面により、開催日の10日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等のものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は総会の議長を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時、及び場所
- (2) 正会員総数、及び出席者数、(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

(運営委員会の構成)

第30条 運営委員会は、運営委員をもって構成する。

(運営委員会の権能)

第31条 運営委員会は、この定款に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(運営委員会の開催)

第32条 運営委員会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 運営委員長が必要と認めたとき
- (2) 運営委員総数の5分の1以上から、運営委員会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき

(運営委員会の招集)

第33条 運営委員会は、運営委員長が招集する。

- 2 運営委員長は、前条第2号の場合にはその日から30日以内に運営委員会を招集しなければならない。
- 3 運営委員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも10日前までに通知しなければならない。
- 4 緊急を要する場合は、その限りではない。

(運営委員会の議長)

第34条 運営委員会の議長は、運営委員長又は運営委員長が指名した運営委員がこれにあたる。

(運営委員会の議決)

第35条 運営委員会の決議事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 運営委員会の議決は、運営委員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- 3 運営委員会は、運営委員総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き議決することができない。

(運営委員会の表決権等)

第36条 各運営委員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため運営委員会に出席できない運営委員は、書面による出席も認められる。
- 3 運営委員会の議決について、特別の利害関係を有する運営委員は、その議事の議決に加わることはできない

(運営委員会の議事録)

第37条 運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない

- (1) 日時及び場所
- (2) 運営委員総数、出席者及び出席者氏名(委任状にあっては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び運営委員会において選任された議事録署名人2名が押印又署名しなければならない。

第5章 資 産

(構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係わる事業に関する資産の1種とする。

(管理)

第40条 この法人の資産は、運営委員長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、運営委員長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、次のとおりとする。

(1) 特定非営利活動に係わる事業会計

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに運営委員長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、運営委員長は、運営委員会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に順じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、運営委員会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支決算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに運営委員長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の承認を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第52条 この法人が解散するときは、運営委員が清算人となる。但し、合併の場合による解散を除く

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第56条 この法人に この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第57条 事務局長及び職員の任免は、運営委員長が行う。

(組織及び運営)

第58条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、運営委員長が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第59条 この定款の施行について必要な細則は、運営委員会の議決を経て、運営委員長がこれを定める。

附 則

- 1、この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2、この法人の名称は、特定非営利活動法人NP0戸田EMピープルネットという
(イーエム)とは、(有用微生物群)の略称
- 3、この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 4、この法人の設立当初の役員任期は、平成16年度の定時総会までとする。
- 5、この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成16年3月31日までとする。
- 6、この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず設立総会で定めるものとする。
- 7、この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
- 8、第2条を改正する。平成18年4月22日より施行する。
- 9、年会費、正会員(個人) 3,600円を平成22年4月1日より3,000円に改定する。
- 10、第2条を改定する。平成24年5月11日より施行する。
 - 1、年会費 正会員 (個人) 3,000円
正会員 (グループ) 10,000円
正会員 (法人) 30,000円
一般会員 (個人) 2,500円
一般会員 (グループ) 5,000円
一般会員 (法人) 15,000円
賛助会員 (個人) 10,000円
賛助会員 (法人) 50,000円

【別表】設立当初の役員

1、理事 萩原信蔵	6、理事 池上幸子
2、理事 高野貞夫	7、理事 町田光子
3、理事 牧野芳男	8、理事 大河原愛子
4、理事 中名生隆	9、理事 遠藤菊江
5、理事 長谷川富美子	10、理事 安藤ヨネ子
	11、監事 長谷川輝一